



福岡県八女市「八女中央大茶園」

2026 The Fukuoka Prefecture Doctor's Credit Union Disclosure

令和8年

福岡県医師信用組合の現況



ごあいさつ

組合員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より福岡県医師信用組合をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。ここに「福岡県医師信用組合の現況」をお届けいたします。この冊子は最近の業績を中心に経営方針や概要などを取りまとめており、当信用組合をより一層ご理解いただくうえで、ご参考になれば幸いに存じます。

金融経済環境を見ますと、初の女性首相高市内閣が発足し、日経平均株価も2025年10月には初の5万円台を突破しました。また、日本銀行の政策金利の変更により、各金融機関の預金金利も引き上げられ「金利のある世界」がより現実的になったことにより、預金者のマインドも変わってきております。また、令和8年2月イラン戦争が勃発し、双方がホルムズ海峡を封鎖する等の措置により、原油価格が急騰しました。エネルギー資源を海外に頼っている日本では、エネルギー価格等の上昇と同時に円安が加速する事態となっております。今後、中東情勢の混迷が長期化した場合、日本経済に更なる大きな影響を与えることは避けられません。このような国内外の要因により、金融経済環境は今後も大きな変動が予想され、我が国の政府、日本銀行の政策も難しい判断を迫られるものと思われまます。

当信用組合は、昭和29年創業以来、福岡県医師会会員を組合員とし「お医者様の銀行」としてサービスに努め、金融面から地域医療発展のお手伝いをしてまいりました。今後も当信用組合は、経営の健全性を維持し、的確・迅速なサービスを提供できる体制づくりに役職員一同、なお一層の努力をしております。組合員のみならず、なによりも第一に健全経営を心がけ、組合員の皆様の信頼にお応えしてまいります。

令和8年6月
理事長 平田 泰彦

あゆみ

昭和28年12月16日 設立準備会開催
昭和29年 7月 1日 創立総会開催初代組合長（理事長）に渡辺信吉
昭和29年 8月23日 設立
昭和29年11月 1日 福岡県医師会館にて創業（営業開始）
福岡市因幡町（現福岡市中央区天神）
第2代組合長（理事長）に清沢又四郎
昭和31年 4月10日 医療金融公庫（現独立行政法人福祉医療機構）と代理業務委託契約
昭和35年 8月15日 新福岡県医師会館 1Fへ店舗移転
福岡市博多区博多駅南2丁目9-30
昭和44年11月10日 第3代理理事長に青柳成利
昭和49年 5月30日 第4代理理事長に石田正太郎
昭和55年 5月30日 第5代理理事長に櫻井日出生
昭和61年 6月 1日 第6代理理事長に松田一夫
平成 6年 6月 1日 全国信用協同組合連合会と代理業務委託契約
平成 7年 1月20日 第7代理理事長に関原敬次郎
平成 9年 8月19日 南近代ビル 6Fへ仮店舗移転
平成13年11月12日 福岡市博多区博多駅南4丁目2-10
平成15年12月15日 福岡県医師会館 3Fへ
店舗移転
福岡市博多区博多駅南2丁目9-30
平成16年 6月26日 第8代理理事長に竹嶋康弘
平成18年 6月23日 第9代理理事長に横倉義武
平成22年 6月26日 第10代理理事長に松田峻一良
令和 4年 6月28日 第11代理理事長に蓮澤浩明
令和 8年 6月23日 第12代理理事長に平田泰彦

事業方針

協同組織の金融機関として相互扶助の精神に基づき、「お医者様の銀行」としてサービスに努め、金融面から地域医療発展のお手伝いをしてまいります。

そして、なによりも第一に健全経営を心がけ、組合員の皆様の信頼にお応えしてまいります。

地 区

福岡県内全域

店 舗

本 店

福岡市博多区博多駅南2丁目9-30

福岡県医師会館3F

Tel 092(431)4964

Fax 092(473)9531

E-Mail fukuisin@ruby.ocn.ne.jp

HP <https://fukuisin.jp>

支店・出張所等はございません。

役 員

（令和8年6月23日現在）

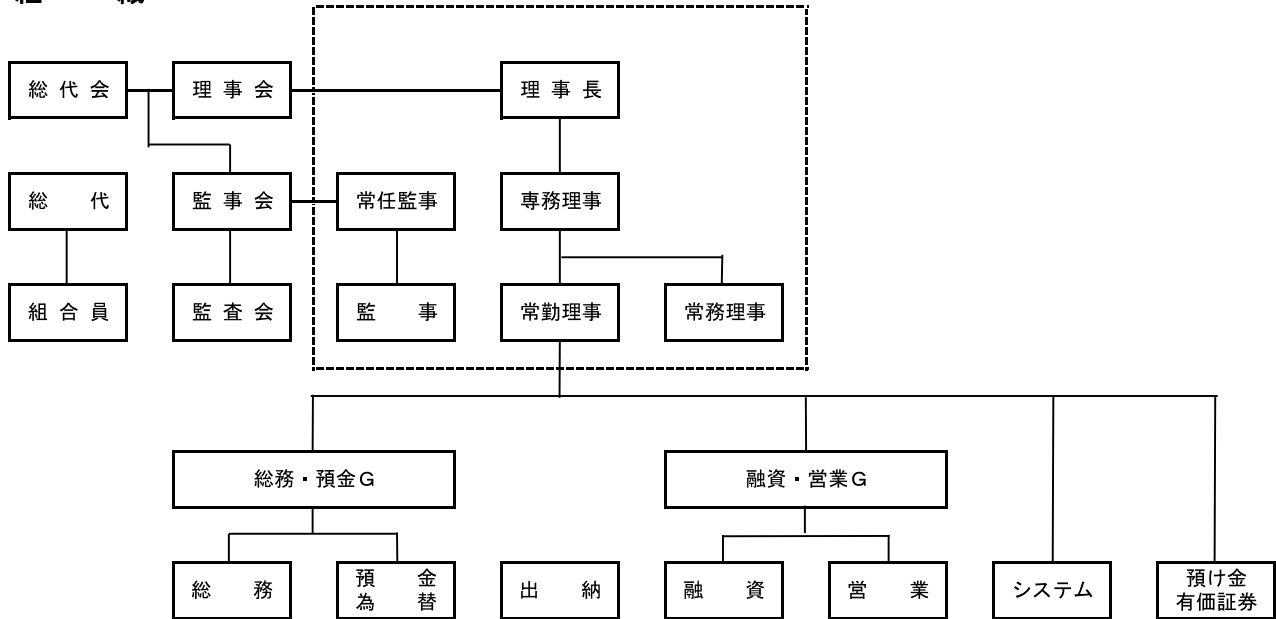
理 事 長	平 田 泰 彦	（非常勤・代表）
専 務 理 事	簗 原 栄 一	（常 勤・代表）
常 務 理 事	瀬 戸 裕 司	（非常勤・非代表）
常 務 理 事	一 宮 仁	（非常勤・非代表）
常 務 理 事	松 村 洋	（非常勤・非代表）
常 務 理 事	菊 池 仁 志	（非常勤・非代表）
常 務 理 事	岡 部 浩 司	（非常勤・非代表）
常 務 理 事	田 邊 庸 一	（非常勤・非代表）
理 事	太 田 信 弘	（常 勤・非代表）
常 任 監 事	堤 康 博	（非常勤・非代表）
監 事	篠 原 俊	（非常勤・非代表）

（注）当組合は、職員出身以外の理事10名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

職 員

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男 子	12 名	11 名	11 名	11 名	11 名
女 子	1 名	3 名	2 名	2 名	2 名
合 計	13 名	14 名	13 名	13 名	13 名

組 織



総 代 会

仕組みと機能

組合員の中から組合の代表となる総代を選出し、総会に代わる総代会に出席して信用組合の重要事項を議決します。

役割

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を信用組合の経営に反映する重要な役割を担っております。したがって、総代会において発言権及び議決権を有し、役員の選出、決算の承認、定款の変更など、信用組合の重要事項を議決します。

選出方法

総代選挙規程に基づき、福岡県内の24の地区に総代定数を定め、各地区ごとに選出されます。
任期は2年です。

第72期通常総代会（令和8年6月23日）の決議事項

第1号議案 第72期貸借対照表および損益計算書承認
第2号議案 第72期剰余金処分案承認
第3号議案 第73期事業計画および収支予算案承認

第4号議案 組合員資格の見直しおよび定款の一部変更
第5号議案 理事および監事選出
第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈
(以上、すべて承認可決されました。)

役員報酬

非常勤を含む役員及び監事の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事及び監事それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

また、理事は理事会の協議において、監事は監事会の協議により基本報酬額等を決定しております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理 事	22,233	38,000
監 事	1,447	18,000
合 計	23,115	56,000

注) 支払人数は理事9名、監事2名です。

令和7年度の役員賞与金は、理事5,900千円、監事400千円です。

組 合 員

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
組 合 員 数	5,090 名	5,098 名	5,125 名	5,229 名	5,290 名
出 資 口 数	46,777 口	45,843 口	44,548 口	43,715 口	42,540 口
出 資 金	46,777	45,843	44,548	43,715	42,540
出 資 配 当 率	7 %	7 %	7 %	7 %	7 %
出 資 配 当 金	3,306	3,227	3,112	3,087	3,027

総代数(総代定数170人以上230人以内)

(令和8年3月31日現在)

医 師 会		定数	総 代 氏 名									
北九州ブロック	門 司	3	◆ 香月きょう子	④ 末永 俊郎	① 田代 道良							
	小 倉	17	② 伊與田 修	④ 浦田 康	◆ 大久保信之	① 沖田 聡	① 釜 完司郎	③ 木原 康之				
			② 小林 誠博	⑤ 鶴留 洋輔	① 徳永 洋一	④ 中村 秀敏	① 中西 幸子	◆ 原田 嘉和				
			④ 松井 豊	◆ 松村 洋	① 光本 正宗	① 米良 利之	① 和田 正浩					
	八 幡	10	① 井上 統夫	④ 江崎 嘉春	① 大坪 広樹	④ 岡本 好司	◆ 権頭 聖	◆ 高嶋 雅樹				
			① 土持 浩恵	① 長友 敏寿	◆ 西田 英一	◆ 原賀 憲亮						
	戸 畑	3	◆ 久能 正之	② 西 徹	③ 廣瀬 一郎							
福岡ブロック	若 松	3	④ 明田 憲昌	◆ 古賀 雅之	② 手島 久文							
	遠 賀 中 間	3	④ 梶島 成利	◆ 堤 康晴	③ 豊澤 賢明							
	京 都	3	◆ 大原 紀彦	◆ 桑原 恒治	④ 武田 秀利							
	豊 前 築 上	2	◆ 野中 史郎	◆ 久永 孟								
	東 区	9	◆ 植山 奈実	◆ 菊川 浩徳	② 権藤健二郎	② 下地 栄壮	③ 高野 壮史	② 田坂 健彦				
			③ 安川 晋輔	① 松本 大成	① 渡邊真里子							
	博 多 区	10	◆ 伊東 文明	③ 金光 博信	③ 遠近 裕宣	④ 徳永 昌樹	④ 中尾 太	◆ 永島 隆一				
			◆ 原 直彦	② 原口 和也	◆ 牟田 浩実	◆ 山路浩三郎						
	中 央 区	14	◆ 案浦 美雪	◆ 占部 嘉男	① 王丸 陽光	◆ 後藤英一郎	① 後藤 徳雄	① 佐藤 茂				
			◆ 下野 礼司	◆ 田中耕太郎	④ 中山 英樹	◆ 畠山 定宗	◆ 船越 裕登	◆ 別府 和茂				
			◆ 溝口 知行	② 村岡 聡一								
	南 区	11	② 飯田 武史	① 植田 直之	③ 小田邊修一	① 下村 保	◆ 竹内 俊夫	◆ 田代英一郎				
			◆ 野口 秀哉	◆ 藤田 芳憲	◆ 藤野 法康	◆ 松岡 正樹	① 吉村 寛志					
	城 南 区	5	◆ 尾野 健一	③ 金谷 英樹	① 小館満太郎	◆ 横山 俊宏	④ 笠 健児朗					
筑豊ブロック	早 良 区	9	◆ 大木 實	① 金光 紀明	③ 清川 千枝	② 芝尾 敬吾	◆ 高橋 禎彦	◆ 都築 克幸				
			③ 鶴 博生	③ 藤吉 啓造	◆ 三松 栄之							
	西 区	7	③ 緒方 秀昭	③ 木村 史郎	① 下村 豪	① 高森 義博	① 武田 誠司	◆ 田中三津子				
			③ 森本 健									
	勤 務 医 会	4	◆ 池田 陽一	◆ 岡村 健	④ 原口 和大	① 渡邊 洋						
	筑 紫	12	③ 荒牧竜太郎	① 上野 恭司	③ 小寺 武彦	① 小林 邦久	① 佐本 研	③ 新海 清人				
			◆ 田中 裕隆	① 竹田 虎彦	② 西本 光伸	④ 秦 洋文	① 廣田 雄一	◆ 帆足 俊男				
	糸 島	3	② 奥 郁美	◆ 富満 久教	① 波多江龍信							
	粕 屋	6	④ 上野毅一郎	③ 堤 康雅	② 箱田 博之	◆ 松尾 喬之	③ 森 俊憲	③ 安松 聖高				
	宗 像	4	④ 中島 啓輔	① 松岡 大輔	④ 宮原 道生	① 三宅 陽						
筑後ブロック	直 方 鞍 手	4	◆ 栗原 潔	◆ 菅原 啓介	◆ 戸田 幸博	◆ 藤井 英晴						
	田 川	4	◆ 桑野 和則	◆ 百武 宏幸	① 原 靖	◆ 藤下 敏						
	飯 塚	5	◆ 青柳 明彦	◆ 野見山祐次	③ 肘井 孝之	③ 藤木 健弘	② 松岡 良衛					
	久 留 米	11	③ 泉 茂樹	◆ 植田 省吾	② 関 幸彦	◆ 大治 太郎	② 竹田津宏子	③ 内藤 雅康				
			② 西村 宗胤	◆ 戸次 史敏	④ 俣野 淳	④ 牟田 文彦	◆ 渡辺 滋之					
	大 牟 田	7	◆ 安藤 謙治	③ 小野 貴也	◆ 上村 正行	④ 古賀 浩介	① 立石 修	◆ 深川 公一				
			◆ 松尾 知幸									
	八 女 筑 後	6	◆ 大橋 輝明	③ 川崎 裕司	② 権藤 和久	◆ 馬田 裕二	② 前田 明輝	◆ 丸岡 隆之				
	朝 倉	3	② 古賀 丈晴	① 重松 浩成	② 田中 正彦							
	小 郡 三 井	2	① 高田 晃男	① 工藤 嘉公								
	大 川 三 潁	2	◆ 宿里 芳孝	◆ 原口 憲二								
	柳 川 山 門	3	◆ 伊東 敏雄	② 藤吉 学	① 大鶴力津康							
	浮 羽	2	◆ 戸次 鎮史	④ 宮崎 正樹								
総 代 合 計		187										

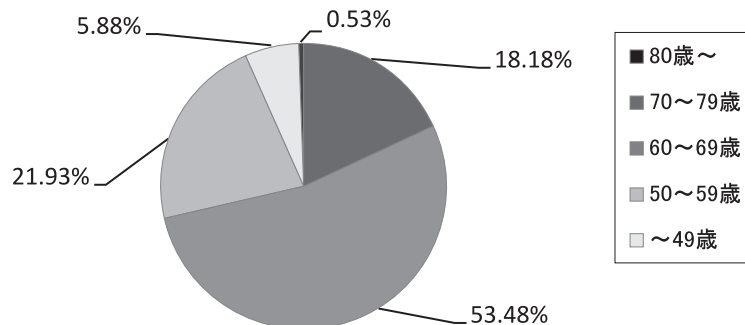
(敬称略、地区別五十音順)

※ 氏名の前に就任回数を記載しております。就任回数が5回を超えている場合は◆で示しております。

総代の一覧表については、当組合本店に備え置きしておりますので、閲覧のご要望がございましたら「お客様相談室」までご連絡ください。

総代 年齢別構成比

年齢別	人数	構成比
80歳～	1人	0.53%
70～79歳	34人	18.18%
60～69歳	100人	53.48%
50～59歳	41人	21.93%
～49歳	11人	5.88%
合 計	187人	100.00%



経営管理体制

法令遵守体制

昨今、大手企業・金融機関などによる不祥事が相次ぎ、金融機関をはじめとするあらゆる企業において、コンプライアンスに対する意識が高まっております。

当信用組合におきましても、コンプライアンス・マニュアル等に従い、すべての役員・職員が金融機関の社会的責任と公共的使命を柱とした法令遵守意識・職業倫理観を確立するよう日頃より教育・研修をおこないその浸透をはかっております。

リスク管理体制

金融機関を取り巻くリスクは、金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等に伴い一段と多様化・複雑化しており、その管理体制の強化が求められています。当信用組合におきましては、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、各種リスクの所在や影響範囲等を把握・分析し、適切なリスク管理体制の構築に取り組んでいます。なお、金融機関を取り巻くリスクには、下記のようなものがあります。

- 「信用リスク」 …信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスクです。
- 「市場リスク」 …金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被る「市場リスク」と、それに付随する信用リスク等の関連リスクを含みます。なお、「市場リスク」は、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被る「金利リスク」、有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少する「価格変動リスク」、外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生する「為替リスク」からなります。
- 「流動性リスク」 …金融機関の財務内容等の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」からなります。
- 「オペレーショナル・リスク」 …役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被る「事務リスク」、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被る「システムリスク」、当該金融機関がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いた「その他オペレーショナル・リスク」からなります。

内部検査体制

グループ制導入による内部の相互牽制機能に加え、毎月一回の内部検査、更に公認会計士による外部検査も毎月実施しております。

融資審査体制

融資取扱基準に基づいて合議制による厳格な審査を行い、安全性・健全性の徹底につとめています。

有価証券運用体制

有価証券運用基準に基づいて合議制による厳格な運用を行い、流動性・健全性の徹底につとめています。

自己査定体制

自己査定基準に基づいてプロジェクトチームによる厳格な査定をおこない、信用リスクの管理をおこなうとともに、自己査定結果と償却・引当計上基準に基づいて適正な償却・引当を行っています。

A L M管理体制

各種リスクを監視・管理し、その変動を抑制しながら、適正な収益確保に努力いたしております。

マネー・ロンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融に係る基本規程（一部抜粋）

リスク管理態勢

当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に係るマネロン等リスク対策を、組合全体で実施するために、経営陣の主導的な関与の下、組合内横断的なリスク管理態勢を構築します。

マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに福岡県警察の指導により、当組合では、マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じて、当該取引に制限をさせていただくことがございます。お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業概況

資金調達面では、「預金積金」平均残高 753億 36百万円、期末残高 734億 62百万円となりました。
 資金運用面では、「預け金」平均残高 476億 39百万円、期末残高 467億 3百万円、「有価証券」平均残高 116億 8百万円、期末残高 108億 6百万円、「貸出金」平均残高 209億 34百万円、期末残高 207億 96百万円となりました。

「税引前当期純利益」 1億 27百万円、「当期純利益」 95百万円となりました。

「組合員」 5,290名、「出資金」 42百万円となりました。

福岡県医師信用組合は、今後もなお一層健全経営を心がけみなさまのお役にたつよう努力いたします。

業務指標

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末	区 分	令和6年度末	令和7年度末
業務純益	84,789	188,405	支払利息の増減	47,285	102,835
業務粗利益	561,815	477,740	受取利息の増減	41,433	160,985
資金利益	562,229	620,379	資金運用利回り	0.74%	0.96%
資金運用収益	610,774	771,760	資金調達原価率	0.42%	0.57%
資金調達費用	48,544	151,380	預金貸出金利鞘	1.08%	1.00%
役務取引等利益	△ 1,455	△ 3,642	総資金金利鞘	0.32%	0.38%
役務取引等収益	1,864	1,851	預貸率(期末)	26.80%	28.30%
役務取引等費用	3,319	5,493	預貸率(期中平均)	26.56%	27.78%
その他業務利益	1,040	△ 138,997	預証率(期末)	14.86%	14.71%
その他業務収益	1,040	2,478	預証率(期中平均)	14.87%	15.40%
その他業務費用	—	141,476	実質業務純益	283,574	194,660
業務粗利益率	0.68%	0.59%	コア業務純益	283,574	336,137
総資産経常利益率	0.19%	0.15%	コア業務純益	283,574	336,137
総資産当期純利益率	0.14%	0.11%	(投資信託解約損益除く)		

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	区 分	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定平均残高	82,310,334	80,230,017	資金調達勘定平均残高	77,663,682	75,336,424
うち貸出金	20,629,559	20,934,424	うち預金積金	77,663,682	75,336,424
うち預け金	50,082,990	47,639,359	うち譲渡性預金	—	—
うち金融機関貸付等	—	—	うち借用金	—	—
うち有価証券	11,549,631	11,608,080	資金調達勘定利息	48,544	151,380
資金運用勘定利息	610,774	771,760	うち預金積金	48,544	151,380
うち貸出金	311,518	330,954	うち譲渡性預金	—	—
うち預け金	100,005	244,729	うち借用金	—	—
うち金融機関貸付等	—	—	資金調達勘定利回り	0.06%	0.20%
うち有価証券	191,104	194,157	うち預金積金	0.06%	0.20%
資金運用勘定利回り	0.74%	0.96%	うち譲渡性預金	—	—
うち貸出金	1.51%	1.58%	うち借用金	—	—
うち預け金	0.19%	0.51%			
うち金融機関貸付等	—	—			
うち有価証券	1.65%	1.67%			

経営指標

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	562,476	571,077	578,446	620,943	784,232
経常利益	235,922	209,251	223,448	160,897	127,909
当期純利益	170,603	151,864	162,747	120,386	95,417
預金積金残高	74,155,111	77,795,795	78,730,107	76,935,159	73,462,431
貸出金残高	18,970,362	19,956,250	20,686,576	20,621,856	20,796,070
有価証券残高	13,886,869	12,695,396	12,007,754	11,435,480	10,806,846
総資産額	79,721,201	82,719,869	83,693,875	81,758,613	78,330,586
純資産額	5,062,545	4,654,144	4,752,849	4,605,074	4,637,752
自己資本比率	12.82 %	12.72 %	12.70 %	13.47 %	13.59 %

貸倒引当金・貸出金償却

(単位：千円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末	項 目	令和6年度末	令和7年度末
貸倒引当金	392,818	467,488	貸倒引当金増減	82,878	74,669
一般貸倒引当金	310,560	316,816	一般貸倒引当金増減	198,785	6,255
個別貸倒引当金	82,258	150,672	個別貸倒引当金増減	△ 115,907	68,414
貸出金償却	3,400	—	貸出金償却増減	△ 14,432	△ 3,400

預 金

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 平 残	令和 7 年度 平 残
普 通 預 金	63,109,127	60,206,186
貯 蓄 預 金	—	—
通 知 預 金	—	—
別 段 預 金	137,678	124,880
納税準備預金	165,448	163,929
定 期 預 金	13,586,388	14,246,987
定 期 積 金	665,038	594,440
合 計	77,663,682	75,336,424

人 格

(単位：千円)

人 格	令和 6 年度 末 残	令和 7 年度 末 残
個 人	22,141,731	21,111,618
法 人	54,793,427	52,350,812
一 般 法 人	54,793,427	52,350,812
金 融 機 関	—	—
公 金	—	—
合 計	76,935,159	73,462,431

定期預金区分

(単位：千円)

定期預金区分	令和 6 年度 末 残	令和 7 年度 末 残
固 定 金 利	14,196,561	15,836,264
変 動 金 利	—	—
そ の 他	—	—
合 計	14,196,561	15,836,264

内国為替

(単位：百万円)

送 金 振 込	令和 6 年度 末 残	令和 7 年度 末 残
仕 向	10,621 件	10,681 件
金 額	36,818	40,536
被仕向	1,753 件	1,639 件
金 額	2,564	3,367

有価証券

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 平 残	令和 7 年度 平 残
国 債	5,038,366	4,971,584
地 方 債	—	—
短 期 社 債	—	—
社 債	5,223,417	5,204,666
株 式	—	—
外 国 証 券	299,995	445,196
そ の 他 の 証 券	987,851	986,631
合 計	11,549,631	11,608,080

科 目

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 末 残	令和 7 年度 末 残
国 債	—	—
減 損 後 簿 価	5,035,187	3,623,782
時 価	4,893,440	3,349,800
評 価 損 益	△ 141,747	△ 273,982
地 方 債	—	—
減 損 後 簿 価	—	—
時 価	—	—
評 価 損 益	—	—
短 期 社 債	—	—
減 損 後 簿 価	—	—
時 価	—	—
評 価 損 益	—	—
社 債	—	—
減 損 後 簿 価	5,098,114	5,763,948
時 価	4,908,810	5,526,060
評 価 損 益	△ 189,304	△ 237,888

融 資

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 平 残	令和 7 年度 平 残
手 形 貸 付	—	—
証 書 貸 付	20,629,559	20,934,424
合 計	20,629,559	20,934,424

使 途

(単位：千円)

使 途	令和 6 年度 末 残	令和 7 年度 末 残
運 転 資 金	10,759,029	10,492,654
設 備 資 金	9,862,826	10,303,416
合 計	20,621,856	20,796,070

担 保 保 証

(単位：千円)

担 保 保 証	令和 6 年度 末 残	令和 7 年度 末 残
預 金 積 金	151,311	126,629
不 動 産	12,758,499	12,151,324
保 証 協 会	383,522	348,749
保 証	5,884,867	5,293,149
信 用	1,443,657	2,876,219
合 計	20,621,856	20,796,070

業 種 別 残 高

(単位：千円)

業 種 別 残 高	令和 6 年度 末 残	令和 7 年度 末 残
医 療 、 福 祉	20,621,856	20,796,070
合 計	20,621,856	20,796,070

※ 構成比は、「医療、福祉」100%です。

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

融 資 区 分

(単位：千円)

融 資 区 分	令和 6 年度 末 残	令和 7 年度 末 残
固 定 金 利	392,916	351,756
変 動 金 利	20,228,940	20,444,314
合 計	20,621,856	20,796,070

代理貸付

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 末 残	令和 7 年度 末 残
全国信用協同組合連合会	—	—
独立行政法人福祉医療機構	—	—
(債務保証見返額)	(—)	(—)
合 計	—	—

科 目

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 末 残	令和 7 年度 末 残
株 式	—	—
減 損 後 簿 価	—	—
時 価	—	—
評 価 損 益	—	—
外 国 証 券	—	—
減 損 後 簿 価	300,000	500,000
時 価	299,090	497,310
評 価 損 益	△ 910	△ 2,690
そ の 他 の 証 券	—	—
減 損 後 簿 価	985,935	984,520
時 価	1,334,710	1,434,106
評 価 損 益	348,775	449,586
有 価 証 券 合 計	—	—
減 損 後 簿 価	11,419,237	10,872,251
時 価	11,436,050	10,807,276
評 価 損 益	16,813	△ 64,975

※当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

科 目	年 度	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 1 0 年 以 内	1 0 年 超	期間の定めのないもの
国 債	6 年 度	—	—	2,970,060	1,923,380	—
	7 年 度	—	—	3,349,800	—	—
地 方 債	6 年 度	—	—	—	—	—
	7 年 度	—	—	—	—	—
短 期 社 債	6 年 度	—	—	—	—	—
	7 年 度	—	—	—	—	—
社 債	6 年 度	199,900	1,873,080	190,860	2,644,970	—
	7 年 度	1,393,110	1,574,190	453,540	2,105,220	—
株 式	6 年 度	—	—	—	—	—
	7 年 度	—	—	—	—	—
外 国 証 券	6 年 度	—	198,520	100,000	—	—
	7 年 度	199,680	197,200	100,000	—	—
そ の 他 の 証 券	6 年 度	—	—	—	—	1,334,710
	7 年 度	—	—	—	—	1,434,106
合 計	6 年 度	199,900	2,071,600	3,260,920	4,568,350	1,334,710
	7 年 度	1,592,790	1,771,390	3,903,340	2,105,220	1,434,106

満期保有目的の債券

(単位：千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	100,000	100,570	570	100,000	430
	その他の証券	—	—	—	—	—
	小 計	100,000	100,570	570	100,000	430
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—
合 計	100,000	100,570	570	100,000	100,430	430

注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 貸借対照表計上額と時価が同額の場合、【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】に計上しております。

その他の有価証券

(単位：千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—
	その他の証券	1,334,710	985,935	348,775	1,417,436	967,532
	小 計	1,334,710	985,935	348,775	1,417,436	967,532
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	4,893,440	5,035,187	△ 141,747	3,349,800	3,623,782
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—
	社 債	4,908,810	5,098,114	△ 189,304	5,526,060	5,763,948
	株 式	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	198,520	200,000	△ 1,480	396,880	400,000
	その他の証券	—	—	—	16,669	16,987
	小 計	10,000,770	10,333,301	△ 332,531	9,289,409	9,804,719
合 計	11,335,480	11,319,237	16,243	10,706,846	10,772,251	△ 65,405

注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他の証券」は、投資信託です。

貸借対照表

(単位：千円)

資	産	令和6年度	令和7年度	負債及び純資産	令和6年度	令和7年度
現金	金	40,094	32,018	預金	76,935,159	73,462,431
預け	金	49,579,934	46,703,033	当座預金		
買入	金			普通預金	62,435,458	57,339,435
コ一ル口一	形			貯蓄預金		
買現先勘	定			通期預金		
債券貸取引支払保証	金			定期預金	13,570,997	15,233,165
買入金銭債権	権			定期積金	625,564	603,099
金銭の信託	託			その他の預金	303,138	286,730
商品有価証券	券			譲渡性預金		
有価証券	券	11,435,480	10,806,846	借用金		
国地方債	債	4,893,440	3,349,800	売渡手形		
短期社債	債			コ一ルマネ		
株	債	4,908,810	5,526,060	売現先勘		
その他の証	式	1,633,230	1,930,986	債券貸取引受入担保金		
貸出	券	20,621,856	20,796,070	コマーシャル・ペーパー		
割引手形	金			外国為替		
手証書	形			その他の負債	102,741	103,598
当座貸	付	20,621,856	20,796,070	未決済為替	15,163	36,093
外国為替	付			未払費用	80	459
その他の資産	越			給付補填備金	57,248	34,380
未決済為替	替	140,844	99,873	未払法人税等	26,169	27,549
全信組連出資	貸			前受収益	4,079	5,115
前払費用	金	48,000	48,000	その他の負債		
未収収益	用	92,690	50,126	賞与引当金		
未収還付法人税等	益			役員賞与引当金	89,585	97,958
その他の資産	等	154	1,747	役員退職慰労引当金	11,837	14,631
有形固定資産	産	173,716	170,951	特別法上の引当金		
建物	産	10,667	10,023	繰延税金負債		
土地	物	157,880	157,880	再評価に係る繰延税金負債	14,214	14,214
リース資産	地			債務保証		
建設仮勘定	計			負債計	77,153,538	73,692,833
その他の有形固定資産	(純資産)	5,168	3,047	出資	43,715	42,540
無形固定資産	金	21,988	17,213	普通出資金	43,715	42,540
ソフトウェ	金	16,467	12,622	優先出資金		
のれん	金			優先出資申込証拠金		
リース資産	金			資本剰余金		
その他の無形固定資産	金	5,520	4,590	資本準備金		
繰延税金資産	金	137,517	172,067	その他資本剰余金		
再評価に係る繰延税金資産	金			利益剰余金	4,512,549	4,604,879
債務保証見返	金			利益準備金	70,000	70,000
貸倒引当金	金	△ 392,818	△ 467,488	その他利益剰余金	4,442,549	4,534,879
(うち個別貸倒引当金)	(△ 82,258)	(△ 150,067)	(△ 150,067)	特別積立金	4,270,000	4,370,000
				(うち退職給与積立金)	()	()
				当期末処分剰余金	172,549	164,879
				自己優先出資		
				自己優先出資申込証拠金		
				組合員勘定合計	4,556,264	4,647,419
				その他の有価証券評価差額金	11,633	△ 46,843
				繰延ヘッジ損益		
				土地再評価差額金	37,176	37,176
				評価・換算差額等合計	48,809	△ 9,666
				純資産計	4,605,074	4,637,752
合	計	81,758,613	78,330,586	合	計	81,758,613
						78,330,586

【貸借対照表関係注記事項】

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない金融商品については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
再評価を行った年月日 平成12年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 106,489,746円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 157,880,692円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 該当なし その他 5年～20年
6. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権【それ以外の債権】に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引き当てております。年度末融資残高が2億円以上の正常先については要注意先債権【それ以外の債権グループ引当対象債権（年度末融資残高が2億円以上の正常先）】とし、当該債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、COVID-19の影響で約定返済が困難となった債権と令和7年度からは新たに元金返済の据置を行ったものを参考とした引当率を乗じて得た金額を引き当てております。要注意先債権【要管理先債権】については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、引当率50%を乗じて得た金額を引き当てております。破綻懸念先債権、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定をしており、その査定結果により上記の引当を行っております。
9. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金試算の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
（1）制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日）
年金資産の額 243,135百万円 年金財政計算上の数理債務の額 207,181百万円
差引額 35,953百万円
（2）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日） 0.063%
（3）上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円であり、
本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金2百万円を費用処理しています。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引（又は売買取引）に準じた会計処理によっております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13. 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための救急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
14. 金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当組合は預金業務、融資業務、市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、各種のリスクを総体的に捉えて業務の健全性等を確保すべく、統合的なリスク管理を行っております。
（2）金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として組合員に対する貸出金や有価証券及び金融機関向けの預け金です。貸出金については主に顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は主に債券・上場不動産投資信託（REIT）であり、満期保有目的・その他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク・為替の変動リスク・市場価格の変動リスク等に晒されております。金融機関向けの預け金については、預け先金融機関の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主として組合員からの預金であり、流動性リスクや金利の変動リスクに晒されております。
（3）金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当組合は、融資取扱基準及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は融資グループの他、リスク管理グループにより行われ、また定期的に理事会等において経営陣により、審議・報告をおこなっております。さらに信用管理の状況については、監事監査の対象としております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、有価証券運用規程等により信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。金融機関向けの預け金については、信用情報等を中心に管理しております。

【貸借対照表関係注記事項】

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、統合的リスク管理によって組合全体の金利変動リスクを管理しております。リスク管理基準において、リスク管理方法や手続等を明記しており、理事会等において決定された統合的リスク管理方針等に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には資金証券グループ等において金融資産及び負債の状況を総合的に把握し、金利ショックを与えた場合の現在価値の変化を定量的に捉える等してモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、保有する有価証券（債券）の一部において、為替の変動リスクを有しており、マーケット環境や為替レート等の変化を継続的にモニタリングしております。また、リスク管理基準においてリスク管理方法や手続等を明記しているとともに、統合的リスク管理の枠組みの中で定量的にリスクを捉えております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当組合は、保有する上場不動産投資信託（REIT）において、市場価格の変動リスクを有しており、マーケット環境や市場価格の変化を継続的にモニタリングしております。また、リスク管理基準においてリスク管理方法や手続等を明記しているとともに、統合的リスク管理の枠組みの中で定量的にリスクを捉えております。

(iv) デリバティブ取引

当組合ではデリバティブ取引を行っておりません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数のうち金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金・積金」であります。当組合ではこれらの金融資産及び金融負債について、100bpvを用いた経済価値の変動額を金利リスク量とし、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算出にあたっては、再評価法を用い、金利が100bp変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の時価総額の差額を用いて当該リスク量としております。令和8年3月31日（当期の決算日）現在での当組合の金利リスク量（経済価値の減少額）は140百万円となっております。ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を想定しているため、金利以外のリスク変数が変化した場合のリスク量は捕捉できません。また、100bpを超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。為替リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうち債券の一部であり、10%円高方向に変動した場合の経済価値の変動額を為替リスク量とし、為替変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。令和8年3月31日（当期の決算日）現在で当組合の為替リスク量（経済価値の減少額）は、1百万円となっております。

価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうち上場不動産投資信託（REIT）であり、バリュエーション・リスク（VaR）を用いて価格変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。令和8年3月31日（当期の決算日）現在で当組合の価格変動リスク量（損失額の推計値）は、371百万円です。

なお、バリュエーション・リスク（VaR）は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金調達の主要手段である預金の流動性を確保するため、資産の一部を短期の預け金等にする事で、調達とのバランス調整を計り流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に変わる金額を含めて開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価等及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない金融商品は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

		(単位：百万円)	
	貸借対照表計上額(a)	時価等(b)	差 額(b-a)
(1) 現金	32	32	-
(2) 預け金	46,703	46,706	3
(3) 貸出金 (*1)	20,796		
貸倒引当金 (*2)	△467		
(貸出金小計)	20,328	20,328	-
(4) 有価証券			
①満期保有目的の債券	100	100	0
②その他有価証券	10,706	10,706	-
金融資産計	77,870	77,874	4
預金・積金	73,462	73,448	△13
金融負債計	73,462	73,448	△13

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

金融資産

(1) 現金

当該帳簿価額を時価としております。

(2) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）

②新型コロナウイルス感染症対応資金として、令和2年度から制度融資（固定金利）の取扱いを行いました。当該融資等については、商品設計上の利率特性（一律金利）に鑑み貸出金計上額としております。

③ ①、②以外の変動金利によるものは貸出金計上額です。

【貸借対照表関係注記事項】

(4) 有価証券

これらの時価について、上場不動産投資信託(REIT)は取引所の価格、債券は日本証券業協会(公社債店頭売買参考統計値や取引証券会社等から提示された価格等)によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は16から18に記載しております。

金融負債

(1) 預金・積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	(単位: 百万円)
全信組連出資金 (*1)	48
合 計	48

(*1) 上記出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下19まで同様であります。

(1) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	100	100	0
小 計	100	100	0

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	100	100	0

(注) 1. 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 貸借対照表計上額と時価が同額の場合、【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】に計上しております。

3. 満期保有目的の債券のうち、当該債券の時価が償却減価に比べて著しく下落しており、時価が償却減価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、その評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当事業年度における減損処理額はありません。

(2) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	-	-	-
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
そ の 他	1,417	967	449
小 計	1,417	967	449

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	3,349	3,623	△273
地 方 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	5,526	5,763	△237
そ の 他	413	416	△3
小 計	9,289	9,804	△515
合 計	10,706	10,772	△65

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が償却減価に比べて著しく下落しており、時価が償却減価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、その評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当事業年度における減損処理額はありません。

17. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

18. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。(単位: 百万円)

売却価額 1,467 売却益 - 売却損 141

【貸借対照表関係注記事項】

19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	-	-	3,349	-
地方債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	1,393	1,574	453	2,105
その他	199	197	100	-
合計	1,592	1,771	3,903	2,105

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6百万円
危険債権額	282百万円
三月以上延滞債権額	1百万円
貸出条件緩和債権額	144百万円
合計額	432百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 有形固定資産の減価償却累計額 66百万円
22. 有形固定資産の圧縮記帳額 該当無し
23. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しています。
24. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 30百万円
25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 該当無し
26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
有価証券評価損	146百万円
未払事業税	2百万円
退職給付引当金	27百万円
役員退職慰労引当金	3百万円
その他	118百万円
繰延税金資産合計	299百万円
繰延税金負債	
有価証券評価益	127百万円
繰延税金負債合計	127百万円
繰延税金資産純額	172百万円

27. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産	預け金	2,000百万円
担保資産に対応する債務	為替取引	2,000百万円

28. 出資1口当たりの純資産額は、109,020円98銭です。

29. 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 231百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経常収益	620,943	784,232
資金運用収益	610,774	771,760
貸出金利	311,518	330,954
預け金利	100,005	244,729
有価証券利息配当金	191,104	194,157
その他の受入利息	8,145	1,920
役務取引等収益	1,864	1,851
受入為替手数料	114	114
その他の役務収益	1,749	1,736
その他の業務収益	1,040	2,478
国債等債券売却益		
国債等債券償還益		
金融派生商品収益		
その他の業務収益	1,040	2,478
その他の経常収益	7,263	8,142
貸倒引当金戻入金		
償却債権取立益	3,096	5,919
その他の経常収益	4,167	2,222
経常費用	460,046	656,322
資金調達費用	48,544	151,380
預金利息	48,458	150,727
給付補填備金繰入額	86	653
役務取引等費用	3,319	5,493
支払為替手数料	753	758
その他の支払手数料	144	142
その他の役務取引等費用	2,421	4,591
その他の業務費用		
国債等債券売却損		
国債等債券償還損		
国債等債券償却		
その他の業務費用		
経常費用	278,240	283,079
人件費	161,809	167,268
(報酬給料手当)	(131,285)	(135,013)
(退職給付費用)	(10,494)	(11,166)
(その他)	(20,030)	(21,088)
物件費	114,060	113,309
(事務費)	(21,520)	(22,437)
(固定資産費)	(50,363)	(49,586)
(事業費)	(16,525)	(16,159)
(人事厚生費)	(4,099)	(4,472)
(預金保険料)	(11,295)	(11,248)
(減価償却費)	(10,256)	(9,405)
(雑損)	()	()
税金	2,370	2,500
その他の経常費用	129,941	74,893
貸倒引当金繰入額	126,317	74,669
貸出金償却	3,400	
退職給付費用(臨時分)		
その他の経常費用	224	224
経常利益	160,897	127,909
特別利益		
特別損失		
税引前当期純利益	160,897	127,909
法人税、住民税及び事業税	66,552	43,868
法人税等調整額	△ 26,041	△ 11,377
当期純利益	120,386	95,417
繰越金(当期首残高)	52,163	69,461
再評価差額金取崩額	—	—
目的積立金取崩額		
当期未処分剰余金	172,549	164,879

【損益計算書関係注記事項】

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 引当金及び準備金の繰入額は相手科目と相殺し、その超過額を計上しています。
- 出資1口あたりの当期純利益 2,242円99銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	172,549	164,879
積 立 金 取 崩 額	0	0
(目 的 積 立 金 目 的 外 取 崩)	(0)	(0)
計	172,549	164,879
これを次のとおり処分しました。		
出 資 に 対 す る 配 当 金	3,087	3,027
利 益 準 備 金	—	—
特 別 積 立 金	100,000	100,000
退 職 給 与 積 立 金	—	—
計	103,087	103,027
次 期 繰 越 金	69,461	61,852

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

【確認書】

私は、当信用組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの、第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書の適正性、および同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月23日

福岡県医師信用組合 理事長 蓮澤 浩明

地域密着型金融推進への取組み

地域密着型金融推進計画について

平成17年3月に、金融庁から「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」が公表されました。福岡県医師信用組合は、このプログラムに基づき「地域密着型金融推進計画」を平成17年8月に公表しました。この計画は、地域密着型金融の一層の推進を図るための計画です。当信用組合は、令和7年度も引き続き、この「地域密着型金融推進計画」を推進し、今後とも「お医者様の銀行」としてサービスに努め、金融面から地域医療発展のお手伝いをしてまいります。

地域密着型金融の取組みにかかる主要計数等の開示

1. 経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 A					経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
	うち経営改善支援取組み先 α						
	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定した先数 δ				
15	—	—	—	—	—	—	—

2. 創業・新事業支援融資実績

令和7年度 該当ありません

3. 中小企業に適した資金供給手法

①財務制限条項を活用した商品による融資実績

令和7年度 該当ありません

②動産・債権譲渡担保融資の実績

令和7年度

うち売掛債権担保融資 該当ありません

うち動産担保融資 該当ありません

③ノン・リコースローンの実績

令和7年度 該当ありません

④財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資商品による融資

令和7年度 該当ありません

地域密着型金融の取組み状況 (令和7年4月～令和8年3月)

1. ライフサイクルに応じた支援強化

当信用組合では、要注意先等のランクアップへの取組みとして、要注意先等のお取引先に対して、訪問による経営改善指導をおこなっています。また、創業・事業再生支援として、メインバンクに協力して、支援いたします。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

当信用組合では、担保・保証に過度に依存しない融資等への取組みとして、ローンレビュー機能強化による情報収集をし、データの蓄積に努めています。

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

情報提供活動として、ディスクロージャー誌を全組合員にお届けしております。また、医師会の各種勉強会等に講師を派遣したり、下記の事業に協力・協賛しております。

福岡県医師会報等の発行 福岡県医師会新入会員説明会の開催

福岡県郡市医師会報等の発行 福岡県医師会文化祭の開催

福岡県郡市医師会事務長会議の開催 医学会等の開催

「経営者保証に関するガイドライン」への方針

福岡県医師信用組合では、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための体制整備を実施いたしました。

当信用組合は、今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

○経営者保証に関するガイドラインの取り組み状況

令和7年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は192件（前年度158件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は62.74%（前年度50.96%）となっております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

1. 福岡県医師信用組合の取り組み方針

福岡県医師信用組合は、福岡県医師会会員の相互扶助の精神に基づき、組合員の皆様のために必要な金融事業を積極的に行い、金融面からの地域医療発展のお手伝いに努めてまいります。

2. 態勢整備の状況

組合員の皆様により近く、ご要望にできるだけ早くお応えする福岡県医師信用組合とするために、平成24年に営業グループを新設し、ご相談があればすぐにお伺いできるような態勢整備をいたしました。

3. 取り組み状況

（1）創業時

メインバンク・顧問税理士・コンサルタント等に協力して創業時の支援を行っております。また、医師会主催の新入会員説明会等に講師を派遣し、当組合の具体的な融資商品等についての紹介を行っています。また、通常よりも長期間での返済が可能な「開業運転資金融資」で、経営安定化のお手伝いをしています。

（2）成長段階

医師会関連団体等と共同で経営セミナーを開催しています。また、様々な資金使途に利用可能で、組合員の皆様が手軽にご利用できる無担保融資を推進しています。

（3）経営改善・事業再生

要注意先以下のお取引先に対して、訪問等による経営改善指導等を行っています。また、経営再建に資するリスクスケジュール等にも対応しています。

4. 地域の活性化に対する取り組み状況

（1）文化的・社会的貢献活動

当信用組合では、下記の事業等に協力・協賛を行っています。

福岡県医師会報等の発行 福岡県医師会新入会員説明会の開催
福岡県都市医師会報等の発行 福岡県医師会文化祭の開催
福岡県都市医師会事務長会議の開催 医学会等の開催

（2）融資を通じた地域貢献

当信用組合では、お客様の会員区分・資金使途に合わせた融資商品で、新規・継承開業、安定運営等のお手伝いをしております。

①融資金額

（単位：件、千円）

	区 分	件 数	金 額
会員区分	A 会 員	420	9,494,329
	B 会 員	540	5,371,388
	研 修 医	159	377,232
	一 人 法 人	181	5,104,069
	法 人	1	47,208
	医 師 会	6	367,405
	そ の 他	11	34,438
	合 計	1,318	20,796,070
商品区分	大 型 融 資	56	6,870,768
	一 般 融 資	246	6,471,589
	無 担 保 融 資	826	6,357,319
	研 修 医 融 資	159	377,232
	医 師 会 融 資	6	367,405
	配偶者保証融資	—	—
	F S 保 証 融 資	—	—
	県 制 度 融 資	25	351,756
	合 計	1,318	20,796,070

②地方自治体の制度融資の取扱状況

新型コロナウイルス感染症対応資金・長期経営安定資金・新事業展開促進資金・独立開業支援資金を取り扱っています。

(3) 融資商品の概要

大型融資（愛称：たけ）

資金使途	開業資金・継承資金・他行借換
期間	35年以内
限度額	3億円
利率	基準金利±0%～-0.5%（担保・保証条件等によるスプレッド）
担保保証	担保・保証人等が必要です
年齢	原則75歳完済

一般融資（愛称：まつ）

資金使途	【A会員】医業関係資金および健全なる生活設計資金 【B会員】健全なる生活設計資金
期間	事業資金 ① 運 転 資 金 : 3年以内 ② 設 備 資 金 : 償却期間または10年以内のいずれか短い方 ③ 建 築 資 金 : 35年以内 ④ 開 業 資 金 : 35年以内 ⑤ そ の 他 : 案件毎に検討 生活設計（個人）資金 ① 学 資 金 : 5年～10年以内（学部により変動） ② 自動車購入資金 : 7年以内 ③ 住宅購入資金 : 35年以内 ④ そ の 他 : 案件毎に検討
限度額	【A・B会員】1億円
利率	基準金利±0%～-0.3%（担保・保証条件等によるスプレッド）
担保保証	担保・保証人等が必要です
年齢	原則75歳完済

無担保融資（愛称：さくら）

資金使途	【A会員】医業関係資金および健全なる生活設計資金 【B会員】健全なる生活設計資金
期間	事業資金 ① 運 転 資 金 : 3年以内 ② 設 備 資 金 : 償却期間または10年以内のいずれか短い方 ③ 建 築 資 金 : 35年以内 ④ 開 業 資 金 : 35年以内 ⑤ そ の 他 : 案件毎に検討 生活設計（個人）資金 ① 学 資 金 : 5年～10年以内（学部により変動） ② 自動車購入資金 : 7年以内 ③ 住宅購入資金 : 35年以内 ④ そ の 他 : 案件毎に検討
限度額	【A会員】5,000万円 【B会員】5,000万円
利率	【A会員】基準金利+1.0%～-0.2% （格付、財務内容等によるスプレッド） 【B会員】基準金利+0.2%
担保	不要
保証	【A会員】原則として配偶者または後継者 【B会員】原則として配偶者または親族
年齢	原則75歳完済

研修医融資（愛称：うめ）

資金使途	健全なる生活設計資金
期間	5年以内
限度額	1,000万円
利率	基準金利20年もの
その他	申込時に研修医であること

Dr. フリーローン

資金使途	フリー（一部資金は除く）
期間	10年以内
限度額	500万円
利率	3.00% + 保証料
保証料率	0.80%（支払状況により、変更になる場合有）
保証会社	オリエントコーポレーション株式会社
年齢	75歳完済
※住居もしくは勤務地が福岡県内で、収入のある勤務医の方はご利用可能です。	

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位：千円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	6,050	—	6,050	100.00%	100.00%
危険債権	6年度	150,208	67,950	82,258	100.00%	100.00%
	7年度	282,017	137,395	144,622	100.00%	100.00%
要 管 理 債 権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権額	6年度	—	—	—	—
		7年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	6年度	276,933	126,350	72.81%	50.00%
		7年度	144,704	53,110	80.45%	69.11%
小 計	6年度	427,141	194,300	157,549	82.37%	67.66%
	7年度	432,771	190,505	213,978	93.46%	88.32%
正 常 債 権	6年度	20,194,715				
	7年度	20,363,299				
合 計	6年度	20,621,856				
	7年度	20,796,070				

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未払利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は、決算後（償却後）の計数です。
11. 「貸倒引当金引当率」は、「貸倒引当金」／（「不良債権」－「担保・保証等」）でもとめます。
12. 「保全率」は、「保全額」／「不良債権」でもとめます。

協同組織による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号。以下「規則」という。）第69条第1項第5号2に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日金融庁告示第17号、いわゆるパーゼルⅡ第3の柱（市場規律））として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、本章で開示しております。

【定性的な開示事項】

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発 行 主 体	福岡県医師信用組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普 通 出 資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	42 百万円
配 当 率	7.00 %
償 還 期 限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回っており、経営の健全性や安定性は十分確保されているものと評価しております。また、銀行勘定の金利リスクが自己資本に与える影響につきましても、目安となる20%を下回っており信用リスクとともに金利リスク等を考慮したバランス経営を重視しております。

一方、将来の自己資本充実策については、期初において市場環境等をふまえた収支計画を策定し、同計画に基づく業務推進を通じた利益による資本の積み上げを中心的な施策としております。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは取引先や投資先の財務状況の悪化などにより、当組合が有する資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクの事をいいます。当組合では信用リスクを経営管理上の重要なリスクファクターと理解しており、与信業務や有価証券運用業務において、各種規定等を整備したうえで広く役職員に理解と遵守を促すとともに、当該リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの計測及び評価につきまして、当組合では信用格付制度を導入しております信用リスクの計量化を図っております。また、有価証券においては各種のモニタリングを中心に、信用リスクに起因する経済的価値の変化を注視しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理グループで協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会等の経営陣に対する報告等管理態勢を整備しております。

貸倒引当金については「自己査定基準」及び「償却・引当計上基準」に基づき自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金においては、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引き当てております。

なお、年度末融資残高が2億円以上の正常先については要注意先債権【それ以外の債権グループ引当対象債権（年度末融資残高が2億円以上の正常先）】とし、当該債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、COVID-19の影響で約定返済が困難となった債権と令和7年度からは新たに元金返済の据置を行ったものを参考とした引当率を乗じて得た金額を引き当てております。

要注意先債権【要管理先債権】については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、引当率50%を乗じて得た金額を引き当てております。

個別貸倒引当金において、破綻懸念先債権、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

なお、それぞれの結果については、監事及び公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

- ① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
 - ・ R & I ・ J C R ・ S & P ・ M o o d y ' s
- ② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
 - ・ 国内向けエクスポージャー R & I ・ J C R
 - ・ 海外向けエクスポージャー R & I ・ J C R ・ S & P ・ M o o d y ' s

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をい、具体的には、「適格金融資産担保」・「貸出金と自組合預金の相殺」・「保証」・「クレジット・デリバティブ」などがあります。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

・ 該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

・ 該当ありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナルリスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク等の事をいいます。当組合では、現在各種規定や基準・規則等のもと合理化した組織管理態勢やカスタマイズされたシステム運営とともに、定期的に収集した各種情報の分析・評価を行い有効な対策等を検討する事により、オペレーショナルリスクにおける顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

しかしながら、近年リスクの多様化や複雑化が急速に進行しており、当組合におきましても各種リスク管理の更なる高度化等の推進により、管理態勢の強化を図るべく努めております。また、当該リスクに関しましては、リスク管理グループにおきまして協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

「標準的計測手法」を採用する事としております。

株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合において株式等エクスポージャーにあたるものは、「上場ＲＥＩＴ・全信組連出資金等」が該当します。このうち、上場ＲＥＩＴにかかるリスクの認識については、日々のモニタリングを中心に、時価評価や最大予想損失額（ＶａＲ）及びストレステスト等のリスク計測により把握するなど適切なリスク管理に努めております。また、当該関連商品への投資については、有価証券投資方針の中で投資枠を設定しており、ポートフォリオ全体のトータルリスクバランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、「有価証券運用規程」や「リスク管理基準」等に基づいた、適正な運用管理を行っております。また、全信組連等の出資金に関しては、売買や利益を目的としたものではなく、適切な管理を行っております。

リスク計測等から得られた各種リスク状況については、リスク管理グループによる内容の把握や将来的な対応策等の協議とともに、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理を行っております。なお、当該取引にかかる会計処理については、「金融商品会計基準」や「金融商品会計に関する実務指針」及び当組合が定める「有価証券運用規程」等に従った、適正な処理を行っております。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明金利リスクとは、市場金利等の変動により収益性や資産等の経済的価値に対する影響を指しますが、当組合では、銀行勘定に係る金利リスクについて定期的な評価・計測を行い適宜対応を講じる態勢としております。
- ・リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
担当部署が金利リスクのモニタリング・分析等を行い、リスク管理グループ及び理事会等に報告・提言をしています。
また、リスク管理グループでは、同リスクに関するマーケットの状況把握・管理方針・今後の計画や削減策等の審議・調整を行っております。
- ・金利リスク計測の頻度
担当部署では金利リスクに係るモニタリングをデイリーベースで行い、リスク管理グループおよび理事会への報告は月次ベースを基本（市況急変時を除く）としております。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明
当組合では現在金利リスクをヘッジするための削減手法（デリバティブ取引等）は利用しておりません。

金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる金利リスク（ $\Delta E V E$ ）算定手法の概要

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.250年
 - ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5.000年
 - ・流動性預金への満期の割当て方法及びその前提 金融庁のコア預金標準方式を採用しています。
 - ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
定期預金の早期解約率については、金融庁の標準的手法（フロア有13%）を採用しています。
固定金利貸出の期限前返済は考慮しておりません。
 - ・複数の通貨の集計方法及びその前提
単純合算しています。通貨間の相関は考慮しておりません。
 - ・スプレッドに関する前提
割引金利にスプレッドは含めていますが、 $\Delta E V E / \Delta N I I$ 計算時にはスプレッド変動は考慮していません。
（ $N I I$ 計算時の再投資金利回りにスプレッドは考慮していますが、 $\Delta N I I$ 計算時にはキャッシュフローは金利変化分のみ考慮し、スプレッドは考慮されないこととなります。）
 - ・内部モデル使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金モデルは金融庁標準方式を採用しています。
定期預金の早期解約率については早期解約の実績データから計算される値、金融庁の標準的手法（フロア有13%）を採用しています。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
特筆すべき大きな変動要因はありません。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 $\Delta E V E$ とは銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものです。開示告示（国内基準行）に定められたシナリオの金利ショック（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化）に基づき計算されるもののうち、最大値を金利リスク額として算定しています。
 $\Delta N I I$ とは銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する収益ベースの影響額を計測するものです。
上方パラレルシフトおよび下方パラレルシフトに基づき計算を行い、基準日から12ヶ月間の純金利収入（ $N I I$ ：受取利息と支払利息の差）に与える減少額を算定しています。
- 内部管理において使用する金利リスク算定手法の概要
- ・金利ショックに関する説明
100bpvを採用しています。
 - ・金利リスク計測の前提及びその意味
当該金利リスク計測に係る上記以外の前提は、上記 $\Delta E V E$ 計測に係るものと同じです。

（注）金融庁のコア預金標準方式とは、流動性預金について①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額のうち最小額をコア預金（最長満期5年以内・平均満期2.5年以内で金融機関が独自に定めるもの）の上限額としております。

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する事項

自己資本比率

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は 会員勘定の額	4,553,176	4,644,392
うち、出資金及び資本剰余金の額	43,715	42,540
うち、利益剰余金の額	4,512,549	4,604,879
うち、外部流出予定額(△)	3,087	3,027
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	310,560	316,816
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	310,560	316,816
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目 の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行され た資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額 に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パー セントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額 に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,863,737	4,961,208
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係る ものを除く。)の額の合計額	15,747	12,328
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 係るもの以外の額	15,747	12,328
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資 本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除 く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段 の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するも のに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するも のに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15,747	12,328
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	4,847,990	4,948,880

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	35,116,612	35,455,528
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	858,498	956,389
フロア調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (二)	35,975,111	36,411,917
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	13.47%	13.59%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

【定量的な開示事項】

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びオペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
A. 信用リスク・アセット 所要自己資本額合計	35,116	1,404	35,455	1,418
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	35,116	1,404	35,455	1,418
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	4	100	4
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け	9,928	397	9,464	378
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	119	4
カード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	1,367	54	1,786	71
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	18,910	756	19,007	760
トラントクター向け	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—
貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,810	112	2,884	115
延滞等向け	471	18	354	14
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1	0	11	0
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付	—	—	—	—
出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	986	39	1,280	51
上記以外	541	21	565	22
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に算入されなかった部分にかかるエクスポージャー	48	1	48	1
特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー	370	14	395	15
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していないその他金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	122	4	121	4
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—

⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
B. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	858	34	956	38
B I	572	22	637	25
B I C	68	2	76	3
C. 単体リスクアセットの合計額及び総所要自己資本額（A+B）	35,975	1,439	36,411	1,456

（注）1. 所要自己資本額＝リスクアセット額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経時的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高＜地域別・業種別・残存期間別＞（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										延滞 エクスポー ジャー	
				貸出金、コミットメ ント及びその他のデ リバティブ以外のオ フ・バランス取引		債 券		預け金		投資信託 その他			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内		81,769	78,277	20,621	20,796	10,162	9,413	49,640	46,724	1,344	1,344	427	432
国 外		302	503	—	—	302	503	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計		82,072	78,781	20,621	20,796	10,465	9,916	49,640	46,724	1,344	1,344	427	432
製 造 業		1,501	1,402	—	—	1,501	1,402	—	—	—	—	—	—
農 業 、 林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採 取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・ 水道業		1,002	1,570	—	—	1,002	1,570	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業		300	300	—	—	300	300	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		201	201	—	—	201	201	—	—	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業		1,004	602	—	—	1,004	602	—	—	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業		50,191	48,174	—	—	503	1,402	49,640	46,724	48	48	—	—
不 動 産 業		1,487	1,385	—	—	501	401	—	—	985	984	—	—
物 品 賃 貸 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術 サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、 娯楽業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		20,621	20,796	20,621	20,796	—	—	—	—	—	—	427	432
そ の 他 の サ ー ビ ス		200	200	—	—	200	200	—	—	0	0	—	—
そ の 他 の 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		5,248	3,834	—	—	5,248	3,834	—	—	—	—	—	—
個 人		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他		310	311	—	—	—	—	—	—	310	311	—	—
業 種 別 合 計		82,072	78,781	20,621	20,796	10,465	9,916	49,640	46,724	1,344	1,344	427	432
1 年 以 下		46,554	46,679	70	69	200	1,601	46,284	45,007	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		3,403	2,062	597	759	1,802	1,303	1,002	—	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		1,569	2,091	1,268	1,591	301	499	—	—	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		2,086	2,253	1,986	1,785	100	467	—	—	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		5,647	6,076	2,415	2,340	3,232	3,736	—	—	—	—		
1 0 年 超		19,111	16,556	14,283	14,248	4,828	2,307	—	—	—	—		
期間の定めのないもの		3,427	2,781	—	—	—	—	2,353	1,716	1,074	1,064		
そ の 他		270	279	—	—	—	—	—	—	270	279		
残 存 期 間 別 合 計		82,072	78,781	20,621	20,796	10,465	9,916	49,640	46,724	1,344	1,344		

（注）1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などの分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金等が含まれます。

4. 当組合ではデリバティブ取引は行っておりません。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用リスクに関する主なエクスポージャーの期中平均残高（単位：百万円）

信用リスクに関する主なエクスポージャー	令和6年度	令和7年度
貸出金	20,629	20,934
債 券	10,562	10,621
預け金	50,082	47,639

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）														
	0 %	10 %	15 %	20 %	25 %	30 %	31.25 %	40 %	43.75 %	45 %	50 %	56.25 %	60 %	62.5 %	70 %
	令和6年度														
現金	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	5,047	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府 及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の 地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	102	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体 金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の 政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	—	—	—	49,640	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債 権向けを含む）	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	1,003	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向 け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本 制証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞向け（自己居住用不 動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエ クスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保 証付き	374	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付き	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	5,564	15	—	49,840	—	—	—	—	—	—	1,227	—	—	—	—

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（C C F・信用リスク削減効果適用後）															合 計
	75 %	80 %	85 %	90 %	93.75 %	100 %	105 %	110 %	112.5 %	130 %	150 %	250 %	400 %	その他		
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40	
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,047	
外国の中央政府 及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の 地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	102	
地方公共団体 金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の 政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49,640	
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債 権向けを含む）	1,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,304	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び 個人向け	3,581	—	—	—	—	16,224	—	—	—	—	—	—	—	—	19,805	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自己居住用不動産等向 け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本 制証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,810	—	—	—	2,810	
延滞向け（自己居住用不 動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	43	—	—	—	—	276	—	—	—	344	
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保 証付き	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	389	
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付き	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	986	—	—	986	
合 計	4,682	—	—	—	—	16,268	—	—	—	—	3,087	986	—	—	81,671	

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（C C F・信用リスク削減効果適用後）														
	0	10	15	20	25	30	31.25	40	43.75	45	50	56.25	60	62.5	70
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	令和7年度														
現金	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	3,633	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府 及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の 地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	102	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体 金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の 政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	—	—	—	46,724	—	399	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	—	—	—	—	—	399	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債 権向けを含む）	—	—	—	499	—	—	—	—	—	—	1,569	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向 け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本 制証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞向け（自己居住用不 動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保 証付き	237	118	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付き	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	4,005	118	—	47,224	—	399	—	—	—	—	1,770	—	—	—	—

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（C C F・信用リスク削減効果適用後）															合 計
	75 %	80 %	85 %	90 %	93.75 %	100 %	105 %	110 %	112.5 %	130 %	150 %	250 %	400 %	その他		
	令和7年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32	
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,633	
外国の中央政府 及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の 地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	102	
地方公共団体 金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の 政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	47,124	
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	399	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債 権向けを含む）	1,202	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,272	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び 個人向け	4,000	—	—	—	—	16,007	—	—	—	—	—	—	—	—	20,007	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自己居住用不動産等向 け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本 制証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,307	—	—	—	2,307	
延滞向け（自己居住用不 動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	137	—	—	—	—	144	—	—	—	282	
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保 証付き	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	355	
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付き	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	984	—	—	984	
合 計	5,202	—	—	—	—	16,144	—	—	—	—	2,452	984	—	—	78,302	

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	40	—	40	—	0	0%
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	5,047	—	5,047	—	0	0%
外国の中央政府 及び中央銀行向け	200	—	200	—	100	50%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の 地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	102	—	102	—	0	0%
地方公共団体 金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の 政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	49,640	—	49,640	—	9,928	20%
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債 権向けを含む）	2,304	—	2,304	—	1,367	59%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	19,805	—	19,805	—	18,910	95%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向 け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本 制証券等	2,810	—	2,810	—	2,810	100%
延滞向け（自己居住用不 動産等向けを除く。）	344	—	344	—	471	137%
自己居住用不動産等向けエ クスポートジャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保 証付き	389	—	389	—	1	0%
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付き	—	—	—	—	—	—
株式等	986	—	986	—	986	100%
合 計					34,575	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスクアセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	32	—	32	—	0	0%
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	3,633	—	3,633	—	0	0%
外国の中央政府 及び中央銀行向け	200	—	200	—	100	50%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の 地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	102	—	102	—	0	0%
地方公共団体 金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の 政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	47,124	—	47,124	—	9,464	20%
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	399	—	399	—	119	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債 権向けを含む）	3,272	—	3,272	—	1,786	55%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	20,007	—	20,007	—	19,007	95%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向 け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本 制証券等	2,307	—	2,307	—	2,884	125%
延滞向け（自己居住用不 動産等向けを除く。）	282	—	282	—	354	126%
自己居住用不動産等向けエ クスポーチャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保 証付き	355	—	355	—	11	3%
株式会社地域経済活性化支 援機構等による保証付き	—	—	—	—	—	—
株式等	984	—	984	—	1,280	130%
合 計					34,890	

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

	期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	令和6年度	111	198
	令和7年度	310	6
個別貸倒引当金	令和6年度	198	△ 115
	令和7年度	82	68
合 計	令和6年度	309	82
	令和7年度	392	74

(注) 特定海外債権引当金勘定の期末残高及び期中の増減額はございません。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年
(国 内)	198	82	—	68	43	—	72	—	82	150	3	—
(国 外)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(地 域 別 合 計)	198	82	—	68	43	—	72	—	82	150	3	—
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	198	82	—	68	43	—	72	—	82	150	3	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	198	82	—	68	43	—	72	—	82	150	3	—

(注) 1. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの 加重平均値 (%)		資産の額および与信相当額 の合計額（CCF・信用リスク 削減効果適用後）	
	オン・バランス		オフ・バランス					
	資産項目		資産項目					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
40%未満	55,420	51,747	—	—	—	—	55,420	51,747
40%～70%	1,227	1,770	—	—	—	—	1,227	1,770
75%	4,682	5,202	—	—	—	—	4,682	5,202
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	—	—	—	—	—	—	—	—
90%～100%	16,268	16,144	—	—	—	—	16,268	16,144
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	3,087	2,452	—	—	—	—	3,087	2,452
250%	986	984	—	—	—	—	986	984
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	81,671	78,302	—	—	—	—	81,671	78,302

(注) 1. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—

(注) 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,334	1,334	1,434	1,434
非上場株式等	48	—	48	—
合 計	1,382	1,334	1,482	1,434

(注) 上場株式等の内容は上場不動産投資信託(REIT)です。

非上場株式等の内容は、全信組連出資金等で売却を行う目的のものではありません。

また、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーを保有する場合は、非上場株式等に含めて記載します。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない
評価損益の額 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	348	449

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ E V E		△ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	216	21	160	89
3	スティープ化	66	158		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	216	158	160	89
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,948		4,847	

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

顧客保護等管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様への説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3. お客様からのご相談・苦情等について

当組合は、お客様からのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。

4. お客様の情報管理について

（1）当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示しした利用目的の範囲を超えた取扱や外部への提供を行いません。

（2）当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱やお客様への対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。なお、お客様からのご相談・苦情等につきましては、当信用組合の次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】 福岡県医師信用組合 お客様相談室 電話 092-431-4964

受付時間 9:00～17:00（ただし、当組合の休業日を除く）

※苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。

詳しくは当信組お客様相談室へご相談ください。

○ しんくみ相談所 電話 03-3567-2456

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえで当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

※紛争解決を図る場合には東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京弁護士会等」という）のほか、福岡県弁護士会が設置運営する紛争解決センターに依頼することも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出下さい。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、東京弁護士会等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※例えば、福岡県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。

※例えば、お客様は福岡県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

（注）移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

下記、弁護士会等のいずれかにご照会ください。

○ 東京弁護士会紛争解決センター 電話 03-3581-0031（平日の09:30～15:00）

○ 第一東京弁護士会仲裁センター 電話 03-3595-8588（平日の09:30～16:00）

○ 第二東京弁護士会仲裁センター 電話 03-3581-2249（平日の09:30～17:00）

○ 福岡県弁護士会館 電話 092-791-1840（平日の09:00～19:00）

○ 北九州法律相談センター 電話 093-561-0360（平日の09:30～15:30）

○ 久留米センター 電話 0942-30-0144（平日の10:00～16:00）

事業内容

手数料

業 務	事 業 内 容	項 目	組 合 員	一 般	
預 金 業 務	普通預金、通知預金 納税準備預金 定期預金、定期積金	振込（電信扱）	3 万 円 未 満	440 円	660 円
			3 万 円 以 上	660 円	880 円
		振込（文書扱）	3 万 円 未 満	330 円	550 円
3 万 円 以 上	550 円		770 円		
貸 出 業 務	手形貸付、証書貸付	送 金	電 信 扱	660 円	880 円
商品有価証券 売 買 業 務	取り扱っておりません。		普 通 扱 （送金小切手）	660 円	770 円
有 価 証 券 投 資 業 務	預金の支払準備および資金運用のため国債、地方債、社債、その他の証券で運用いたしております。		証 明 書 発 行	残 高 証 明 書	110 円
		融 資 証 明 書		110 円	220 円
		そ の 他 証 明 書		110 円	220 円
内国為替業務	送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。	そ の 他	自 己 宛 小 切 手	110 円	220 円
外国為替業務	取り扱っておりません。		通帳証書等再発行	110 円	220 円
社債受託および登録業務	取り扱っておりません。	協力預金をしていただいております組合員のみなさまの手数料は、無料とさせていただきます。			
金融先物取引等の受託等業務	取り扱っておりません。				
付 帯 業 務	債務の保証業務 代理業務（全国信用協同組合連合会、独立行政法人福祉医療機構）				

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。
 なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ	...	1			
【概況・組織】			【有価証券に関する指標】		
1. 事業方針	...	1	43. 商品有価証券の種類別平均残高	...	* 6
2. 事業の組織	...	* 2	44. 有価証券の種類別平均残高	...	* 6
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）	...	* 1	45. 有価証券種類別残存期間別残高	...	* 7
4. 店舗一覧（事務所の名称・所在地）	...	* 1	46. 預証率（期末・期中平均）	...	* 5
5. 地区一覧	...	1	【経営管理体制に関する事項】		
6. 組合員数	...	2	47. 法令遵守の体制	...	* 4
【主要事業内容】			48. リスク管理体制	...	* 4
7. 主要な事業の内容	...	* 34	資料編	...	* 4
【業務に関する事項】			49. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	...	* 34
8. 事業の概況	...	* 5	【財産の状況】		
9. 経常収益	...	* 5	50. 貸借対照表、損益計算書、	...	* 8
10. 業務純益	...	5	剰余金処分計算書	...	* 8
11. 経常利益	...	* 5	51. リスク管理債権及び	...	* 17
12. 当期純利益	...	* 5	同債権に関する保全額	...	* 17
13. 出資総額、出資総口数	...	* 2	(1) 破綻先債権	...	* 17
14. 純資産額	...	* 5	(2) 延滞債権	...	* 17
15. 総資産額	...	* 5	(3) 3か月以上延滞債権	...	* 17
16. 預金積金残高	...	* 5	(4) 貸出条件緩和債権	...	* 17
17. 貸出金残高	...	* 5	52. 金融再生法開示債権	...	* 17
18. 有価証券残高	...	* 5	及び同債権に対する保全額	...	* 17
19. 単体自己資本比率	...	* 5	53. 自己資本充実状況（自己資本比率明細）	...	* 20
20. 出資配当金	...	* 2	54. 有価証券、金銭の信託等の評価	...	* 7
21. 職員数	...	* 1	55. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	...	* 5
【主要業務に関する指標】			56. 貸出金償却の額	...	* 5
22. 業務粗利益、業務粗利益率	...	* 5	57. 財務諸表の適正性及び	...	* 14
23. 資金運用収支、役務取引等収支	...	* 5	内部監査の有効性について	...	* 14
及びその他業務収支	...	* 5	【その他の業務】		
24. 資金運用勘定、資金調達勘定の	...	* 5	58. 内国為替取扱実績	...	6
平均残高等、利回り、資金利鞘	...	* 5	59. 手数料一覧	...	34
25. 受取利息、支払利息の増減	...	* 5	60. 当組合の考え方	...	1
26. 役務取引の状況	...	5	61. 沿革・あゆみ	...	1
27. その他業務収益の内訳	...	5	62. 継続企業の前提の重要な疑義	...	* 該当なし
28. 総資産経常利益率	...	* 5	63. 総代会について	...	2
29. 総資産当期純利益率	...	* 5	64. 報酬体系について	...	2
30. 実質業務純益	...	* 5	65. リレーションシップバンキングについて	...	14
31. コア業務純益	...	* 5	【地域貢献に関する事項】		
32. コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	...	* 5	66. 地域貢献	...	15
【預金に関する指標】			67. 地域密着型金融の取組み状況	...	14
33. 預金種目別平均残高	...	* 6	68. 中小企業の経営改善及び	...	* 15
34. 預金者別預金残高	...	6	地域の活性化のための取組み状況	...	* 15
35. 定期預金種類別残高	...	* 6			
【貸出金等に関する指標】					
36. 貸出金種類別平均残高	...	* 6			
37. 担保種類別貸出金残高、債務保証見返額	...	* 6			
38. 貸出金金利区分別残高	...	* 6			
39. 貸出金使途別残高	...	* 6			
40. 貸出金業種別残高、構成比	...	* 6			
41. 預貸率（期末・期中平均）	...	* 5			
42. 代理貸付残高の内訳	...	6			

※ 本ディスクロージャー誌の各表（項目）において縦・横の内訳の金額を加算したものが合計金額と一致していない場合があります。これは各表の表記単位未満を切り捨てて処理したためです。

諸比率等の％は、小数点以下第3位以下を切り捨てのうえ小数点以下第2位まで記載しています。